

屋外広告物に係る規制の一部見直しについて

(栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

栃木県県土整備部都市計画課

1 改正の趣旨

現行の基準は、平成11年度に大幅な改正を行ってから20年以上、平成21年度に広告物（車両広告物を除く）の許可等の権限を市町に移譲してから10年以上が経過している。この間の社会経済情勢の変化等に対応するため、関係団体等からの要望も踏まえ、許可基準の一部を見直し、本県の条例の特色である地域の特性に応じたきめ細やかな規制誘導を的確に実行しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 壁面広告物

「市街地形成型地域」の区域のうち都市計画法第2章の規定により定められた「工業専用地域」の区域を「商工業地域等」に含める。

(2) 敷地内広告板

「敷地につき1基及び車両出入口につき1基」の基数の基準を新たに設定する。

(3) LRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物

LRT停留場及びバス停留所の上屋等を利用した広告物の基準を新たに設定する。

(4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。